

# 子育て世帯訪問支援事業の受託に係る質問と回答.xlsx

R08.02.10時点  
備考

No.	日付	質 問	回 答	備 考
1	R08.01.08	外出を伴う支援等で2時間を超過した場合の委託料の取扱いは	原則2時間以内の支援としてください。ただし、超過した理由がやむを得ないと市が判断する場合は委託料の対象となります。	
2	R08.01.08	車両の燃料費等を利用者に請求する場合、事業者と利用者との間で契約等を取り交わす必要があるか	事業者と利用者間での契約要否については、各事業所の判断とします。ただし、実費に関する説明は必ず事前に利用者には説明し理解を得てください。 また、市も実費徴収の実態を把握する必要がありますので、実費徴収に関する取り決め等を市に提出してください。	
3	R08.01.15	支援内容は全ての項目を行わなければならないか	事業者概要(別紙3)の提供できる支援の項目全て行うことが必須ではありませんが、全ての項目が実施できない場合は応募できません。	
4	R08.01.16	実施要綱の登録台帳(様式第1)は受託事業者が作成するのか	仕様書添付の犬山市子育て世帯訪問支援事業に係る訪問支援員登録申請書(別紙4)を市に提出していただき、市が審査し登録台帳を作成します。	
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				